

大口町告示第99号

柿野橋架替工事(下部工)について、事後審査型制限付一般競争入札を行うので、大口町契約規則(昭和54年大口町規則第6号)第5条及び第7条の規定に基づき告示する。

令和元年7月12日

大口町長 鈴木雅博

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 柿野橋架替工事(下部工)
- (2) 施設等名称 柿野橋
- (3) 工 事 場 所 大口町中小口四丁目地内
- (4) 工 事 概 要 既存橋(柿野橋、柿野橋歩道橋)の撤去
橋台工：N=1式
護岸工：N=1式
- (5) 工 期 本契約締結の翌日から200日間
- (6) 予定価格等 予定価格 事後公表
最低制限価格 設定有
- (7) 実 施 方 法 本案件は、資料の提出、入札等をあいち電子調達共同システム(CALS/EC)における電子入札サブシステム(以下「電子入札システム」という。)で行う対象案件である。電子入札システムは、以下のポータルサイトにアクセスして使用する。入札に際しては大口町電子入札要領(以下「電子入札要領」という。)等を熟読すること。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札により入札書を提出す

るものとする。

URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

2 入札方法

入札方法は、一定の資格要件を満たした者による制限付一般競争入札とする。

3 入札参加者の資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による土木一式工事について、同法第15条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。ただし、下請代金の総額が4,000万円以上になる場合には、特定建設業の許可が必要になります。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者
- (3) 平成30年度・31年度大口町入札参加資格者名簿に土木一式工事で登載されている者で、大口町内に本店又は支店若しくは営業所を有している者又は一宮市、江南市、犬山市、岩倉市、稲沢市、扶桑町に本店を有している者
- (4) 制限付一般競争入札参加申請書の提出期限の日から入札時までの間に、国土交通省から愛知県内においての営業停止を受けていない者、愛知県からの営業停止を受けていない者及び大口町からの指名停止を受けていない者
- (5) 申込日から当該工事の落札決定までの間において、「大口町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年7月24日付け大口町長・大口町教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (6) 法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、土木一式工事の法第27条の29の規定による平成31年4月1日時点の総合評定値（P）が950点（大口町内に契約を締結する営業所がある場合は700点）以上の者
- (7) 1級土木施工管理技士の資格を有し、法第26条に定める主任技術者又は管理技術者を当該工事に専任の技術者として配置できること。また、下請代金の総額が4,000万円以上となる場合には、監理技術者資格証及び監理技術者

講習終了証を有する者を、監理技術者として配置することが必要となります。

(8) 平成21年度以降、国（特殊法人等を含む。）又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注した工事で、元請として土木一式工事の請負金額5,000万円（大口町内に契約を締結する営業所がある場合は請負金額3,000万円）以上を完了し、引渡した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、代表者に限り、実績金額は自社の出資比率による按分後の金額とする。）

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないものであること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更正手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかったものとみなす。

(10) 公租公課を滞納していない者であること。

4 競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

(1) 提出期間 令和元年7月12日（金）午前9時から
令和元年7月22日（月）午後5時まで

(2) 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1）＊社印は不要です。

イ 同種又は類似工事の施工実績（様式第3）

ウ 配置予定技術者の資格及び経歴（様式第4）

同種又は類似工事の施工実績（様式第3）は平成21年4月1日から平成31年3月31日までに国等を契約者として工事の引渡し完了している同種又は類似工事の施工実績を1件以上記載すること。（共同企業体の構成員としての実績は、代表者に限る。）

配置予定の技術者は、当該工事に専任する者とし、現場代理人は監理技術者を兼ねる。

エ 誓約書

オ 入札保証金

免除

(3) 提出方法

電子入札システムによる。ただし、容量が1MBを超える場合は紙媒体で持参により提出するものとする。(電子入札システム利用可能時間は、土曜日、日曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで)

大口町ホームページに掲載されている申請書等に必要事項を入力し提出すること。

5 設計図書等の配布期間及び方法

(1) 配布期間 令和元年7月12日(金)午前9時から

令和元年8月7日(水)正午まで

(2) 配布方法 電子入札システムの入札情報サービスよりダウンロード

[電子入札システム] → [入札情報サービス] → [入札公告] →
[調達機関・大口町・検索] → [当該の調達案件名称を選択] →
[ダウンロード]

(3) 質疑書提出期限 令和元年7月25日(木)午前9時から

令和元年7月29日(月)午後5時まで

電子メールで大口町役場総務部行政課へ提出すること。

(質疑がない場合も提出すること。)

[メールアドレス：gyousei@town.oguchi.lg.jp]

(4) 質疑書回答日 令和元年8月2日(金)までに回答する。

6 入札書受付期間及び提出方法

(1) 受付期間 令和元年8月5日(月)午前8時から

令和元年8月7日(水)正午まで

(2) 提出方法 電子入札システムによる。ただし、発注者の承諾を得た場合は、封緘のうえ紙入札にて提出するものとする。

(3) 開札日時 令和元年8月8日(木)午前9時

(4) 開札場所 大口町役場総務部行政課

7 入札に関する指示事項

- (1) 入札の回数は2回とする。
- (2) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札参加者は、入札書提出時に積算内訳書を添付すること。
積算内訳書は指定する様式とし、入札情報サービスよりダウンロードすること。
なお、積算内訳書の記載金額は、入札金額と同じ金額とする。
- (4) その他入札の執行は、大口町入札心得書により行う。
- (5) 入札価格は、予定価格の制限の範囲内かつ最低制限価格以上の価格とするこ
と。

8 その他の条件

- (1) 契約保証金
契約金額の10分の1以上の納付を必要とする。
- (2) 前払金
大口町公共工事の前払金取扱要綱によるものとする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 申請又は資料に虚偽の記載をした入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札

11 入札参加資格の確認及び落札者決定方法

- (1) 開札終了後、予定価格と最低制限価格の範囲で最も入札価格の低い者（以下「落札候補者」という。）の入札参加資格を審査し入札参加資格要件を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者と決定する。落札候補者は、落札候補者決定通知日の翌日から2日以内（土曜日及び日曜日を除く。）

に次に掲げる入札参加資格に関する資料を、大口町役場総務部行政課まで持参により提出するものとする。

なお、期限までに提出されないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

ア 同種又は類似工事の施工実績（様式第3）に関する資料

(ア) 建設業許可の写し

(イ) 経営規模等評価通知書・総合評定値通知書の写し

(ウ) CORINSによる竣工時の工事カルテの写し（施工実績の内容が工事カルテで確認できないときは、契約書、設計書、仕様書等も添付すること。）

イ 配置予定技術者の資格及び経歴（様式第4）に関する資料

(ア) 配置予定技術者の恒常的な雇用が確認できる書類の写し

(イ) 資格者証・免許等の写し

(ウ) CORINSによる竣工時の工事カルテの写し（施工実績の内容が工事カルテで確認できないときは、契約書、設計書、仕様書等も添付すること。）

ウ 大口町との契約営業所において、所在市町村に対し未納（法人税、固定資産税、軽自動車税）がない証明書

(2) 最低価格者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を定めるものとする。

(3) 落札者を決定したときは、落札者決定通知書により速やかに通知する。

(4) 落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていない場合には、当該落札候補者に対して競争入札参加確認通知書によりその旨を通知する。

(5) 入札参加資格がない旨の通知をされた者は、通知日の翌日から起算して2日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に、競争入札参加確認通知書を大口町役場総務部行政課に持参することにより説明を求めることができる。

(6) 落札候補者に資格を有しないことが判明した場合は、次の順位の者から適格者が確認できるまで、順次審査を行うので、資料の提出を求められた場合は、2日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に大口町役場総務部行政課まで持参により提出するものとする。

なお、期限までに提出されないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

1.2 その他

- (1) 大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大口町条例第4号）第2条に規定するところにより、落札決定後仮契約を締結し、大口町議会の議決後に本契約を締結する。
- (2) 本工事は、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の規定に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするために施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。
- (3) 契約締結時に、紛争の解決を建設業法による建設工事紛争審査会に委ねる旨の仲裁合意書を締結するものとする。
- (4) 落札者は、書類等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の場合に限る。
- (5) 契約を締結するまでの間に、落札者が大口町からの指名停止を受けた場合、並びに「大口町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、大口町は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) その他詳細不明の点については、下記に照会のこと。

大口町総務部行政課 電話0587-95-1699（ダイヤルイン）